

京都美術工芸大学 大学院学則（案）

目次

第1章 総則

- 第1節 目的
- 第2節 研究科・専攻の組織及び定員
- 第3節 教職員組織
- 第4節 学年、学期及び休業日

第2章 修業年限・入学・転学・休学・復学・退学及び除籍

- 第1節 修業年限及び在学年限
- 第2節 入学
- 第3節 教育課程及び履修方法
- 第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍
- 第5節 課程修了及び学位の授与
- 第6節 賞罰
- 第7節 外国人留学生
- 第8節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等
- 第9節 奨学制度

第3章 改正及び細則

附則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

- 第1条** 京都美術工芸大学（以下「本学」という。）の大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の理念を継承・発展させ、学生及び社会の要請に応えるため、建築を含む美術工芸に係るより高度な教育・研究を行い、教養豊かな専門職業人・研究者を育成することにより、国家・社会の発展に貢献することを目的とする。
- 2** 京都美術工芸大学大学院（以下「本学大学院」という。）は前項の目的を達成するために、教育研究活動等の状況についての点検及び評価を行う。

第2節 研究科・専攻の組織及び定員

(研究科・専攻及び定員)

- 第2条** 本学大学院に工芸学研究科を置く。
- 2** 工芸学研究科に修士課程を置き、建築学専攻を置く。
- 3** 前項に定める研究科・専攻の収容定員等は次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
工芸学研究科	建築学専攻	10名	20名

第3節 教職員組織

(教員組織)

- 第3条** 本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

(研究科長)

- 第4条** 本学大学院に研究科長を置く。
- 2** 研究科長は、学長の命を受けて、研究科の校務をつかさどり、教育及び研究の責に任ずる。
- 3** 研究科長は、学長が指名した教授とし、学長が任命する。
- 4** 研究科長の任期は2年とする。

(事務組織)

- 第5条** 本学大学院の事務は、事務局が行う。

(研究科委員会)

第 6 条 本学大学院に、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織は、当該研究科の定めるところによる。
- 3 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 その他、委員会について必要な事項は別に定める。

第 4 節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第 7 条 本学大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第 1 章第 5 節の定めるところによる。

第 2 章 修業年限・入学・転学・休学・復学・退学及び除籍

第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第 8 条 本学大学院の修業年限は 2 年とする。

- 2 本学大学院の在学年限は、4 年を超えることができない。

第 2 節 入学

(入学の時期)

第 9 条 本学大学院に入学する時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生、帰国学生、その他再入学等、研究科委員会の議を経て学長が認めた者は、学期の始めとする。

(入学資格)

第 10 条 本学大学院に入学できる者は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条の大学を卒業した者その他同法第 102 条に定める者とする。

(入学志願者の出願)

第 11 条 本学大学院への入学を志願する者は、本学大学院所定の入学願書と入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 12 条 前条の入学志願者については、筆記試験、面接等の方法により選考を行い、合格者を決定する。

2 入学志願者の選考に関する必要な事項は別に定める

(入学手続き及び入学許可)

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出すると共に、所定の入学金、学費及びその他の納付金を納付しなければならない。正当な事由なくして所定の手続きを期日までに完了しない者は、合格の許可を取り消すことがある。

2 学長は研究科委員会の議を経て、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人及び副保証人)

第 14 条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学大学院の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、父母（父母なき者はこれに代わる者）、副保証人は本人と関係の深い身元確実なものとする。

3 保証人はその学生の在学中、本人に係る一切の事項につき連帯の責任を負うものとする。

4 保証人に転居、改名等の異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。なお、保証人が死亡その他の事由により、その責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を定め、届け出なければならない。

(学籍)

第 15 条 第 13 条第 1 項に定める入学手続きをした者は、本学大学院の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

2 前項に定めるところにより、本学大学院の学籍を有する学生は、本学則その他別に定める規程に基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。

(転入学・再入学)

第 16 条 本学大学院へ転入学又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

2 本学大学院に再入学することができる者は、本学を退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願する者とする。

3 本条第 1 項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

4 転入学又は再入学に関する必要な事項は別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程、授業科目及びその単位数)

第17条 本学大学院の教育課程における授業科目、必修及び選択の別、並びにその単位数は別表1のとおりとする。

(授業科目の履修)

第18条 本学大学院の学生は別表1の教育課程を次の各号の規定により、履修しなければならない。

- (1) 開設授業科目は、第1年次、第2年次までに履修する。
- (2) 必修授業科目は、課程の修了までにその全部の単位を修得しなければならない。選択科目は、課程の修了までに規定の単位数以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習については、30時間から45時間までの範囲で大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、教育上特に必要があると研究科委員会の議を経て学長が決定する場合は、単位の計算方法を変更することができる。

(履修届)

第20条 学生は、学期初めに当該学期において履修すべき授業科目を届け出て、担当教員の承認を受けなければならない。

(単位の認定)

第21条 学長は、授業科目を履修し、その試験に合格した者には、研究科委員会の議を経て、所定の単位を与える。

2 試験は、履修した授業科目について前期末、又は後期末において、筆記、口述、論文、研究報告及び課題の提出等の方法によって行う。

- 3 出席時間数が三分の二に満たない者は、理由認定及び認定試験は受けられない。
- 4 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。
- 5 正当な理由により試験等を受けられなかった者には、研究科委員会の議を経て学長が決定する場合は追試験を行うことがある。

(試験等の評価)

- 第 22 条** 授業科目の試験の成績は、秀（90 点以上）、優（80 点～89 点）、良（70 点～79 点）、可（60 点～69 点）、不可（59 点以下）の 5 種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、所定の単位を与える。
- 2 単位の修得及び試験に関する規定は別に定める。

(他の大学院等における履修)

- 第 23 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、大学院の定めるところにより、他の大学院等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目については、研究科委員会の議に基づき、必修科目を除き、10 単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学院等に留学する場合にも準用する。

(大学院以外の教育施設等における学修)

- 第 24 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、研究所等における学修を、研究科委員会の議に基づき、10 単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修とみなし、本学大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 25 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議に基づき、学生が本学大学院に入学する以前に大学院において履修した授業科目を、10 単位を超えない範囲で本学大学院において修得したものとみなすことができる。

第 4 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

- 第 26 条** 学生が疾病その他特別な理由により、引き続き 2 か月以上就学することができないときは、休学願いに医師の診断書、又はその理由を証明する書類を添え、学長に願い出て許可を受けなければならない。
- 2 疾病のため就学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ず

ることができる。

3 休学した者は、その学期の試験を受けることはできない。

(休学期間)

第 27 条 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末までとする。なお、引き続き休学を希望する者は、当該学期の定められた期日までに、前条 1 項の手続きを経れば、翌学期末まで休学することができるが、1 年を超えて休学することはできない。ただし、特別の事情があるときは、学長の許可を得て、更に 1 年を限度として休学を延長することができる。

2 休学期間は、連続して 2 年を超えることはできない。また、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限には算入しない。

(復学)

第 28 条 休学期間が満了したとき、又は休学の理由が消滅したときは、学長に願い出て、復学の許可を受けなければならない。

2 学長は、休学期間中にその理由が消滅したと認めるときは、復学を命ずることができる。

3 復学の時期は学期初めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中での復学は認められない。

4 復学の手続きは、休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

(転学)

第 29 条 学生が、他の大学院への入学、又は転入学を志願しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して、学長に願い出て、転学の許可を受けなければならない。

(留学)

第 30 条 学生が外国の大学院等に留学を志願しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して、学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年限に含めることができる。

(退学)

第 31 条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、その事由を付して、学長に願い出て、退学の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 32 条 次の各号の一に該当する学生は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 8 条の在学年限を超えた者。ただし、学長が所定の年限を超えて在学することも止むを得ないと認めた者を除く。
- (3) 第 27 条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡、又は 2 年以上にわたり行方不明の者

第 5 節 課程修了及び学位の授与

(課程の修了要件)

第 33 条 本学大学院に 4 セメスター、2 年以上、又は研究科委員会の議を経て学長が決定した年限以上在学し、別表 1 に掲げる授業科目及び単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士設計の審査及び試験に合格した者は、研究科委員会の議を経て、学長が課程の修了を認定する。

(学位の授与)

第 34 条 前条の規定により課程の修了を認定された者には修士(建築)の学位を授与する。

2 学位に関する必要な事項は別に定める。

第 6 節 賞罰

(表彰)

第 35 条 学生として表彰に値する行為のあった者に対しては、学長は研究科委員会の議を経て、その者を表彰する。

2 表彰に関する必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第 36 条 学長は、学生が本学大学院の規則命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、その者を懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

- (5) 訓告又は停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者
- 4 懲戒処分に関する必要な事項は別に定める。

第7節 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第37条** 外国人で本学大学院に入学希望する者は、選考の上、入学を許可する。
- 2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

第8節 入学検定料、入学金、授業及びその他の納付金等

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金等の金額)

- 第38条** 本学大学院の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金（以下「学納金」という。）の種別と金額は、別表2のとおりとする。

(学納金等の納付)

- 第39条** 学納金等は、全額一括納入か、又は2期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、分納又は延納を認めることがある。
- 2 前項の学納金等の納付方法に関する必要な事項は別に定める。

(休学、留学の場合の学納金等)

- 第40条** 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学納金等を半額免除する。
- 2 留学期間中の学費等は徴収する。

(復学の場合の学納金等)

- 第41条** 学期の途中において復学した者は、復学した月から当該学期末までの学納金等を、復学した月に納付しなければならない。

(転学、退学及び停学の場合の学納金等)

- 第42条** 学期の途中で退学、又は除籍された者の当該学期分の学納金等は徴収する。
- 2 停学期間中の学納金等は徴収する。

(学納金等の免除及び徴収の猶予)

- 第43条** 経済的理由により学納金等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場

合、又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費等の全部、又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 学納金等の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は別に定める。

(納付した学納金の返還等)

第 44 条 既納の入学検定料、入学金、又は授業料等納付金は還付しない。

2 前項の特例は別に定める。

第 9 節 奨学制度

(奨学制度)

第 45 条 本学大学院は、奨学のため、奨学金の制度を設ける。

2 奨学金制度に関する必要な事項は別に定める。

第 3 章 改正及び細則

(改正)

第 46 条 本学大学院学則の改正は、研究科委員会の議を経て、評議員会及び理事会で決議する。

(細則その他)

第 47 条 本学大学院学則に規定するもののほか、本学大学院学則施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

大学院学則 別表第1 工芸学研究科建築学専攻の授業科目種類、単位数等

科目区分	授業科目の名称	単位数		履修単位
		必修	選択	
美術工芸科目	美術工芸特論		2	4 単位以上を修得のこと
	インテリアデザイン特論		2	
	都市環境と芸術		2	
	工芸とデザイン		2	
	小計 (4 科目)	0	8	
専門特論科目	伝統建築特論Ⅰ	2		必修 8 単位を修得のこと
	伝統建築特論Ⅱ	2		
	建築計画特論Ⅰ	2		
	建築計画特論Ⅱ	2		
	建築設計特論Ⅰ		2	
	建築設計特論Ⅱ		2	
	小計 (6 科目)	8	4	
専門研究科目	建築デザイン特別演習Ⅰ		6	必修 12 単位、選択 6 単位以上を修得のこと
	建築デザイン特別演習Ⅱ		6	
	建築学特別研究Ⅰ	6		
	建築学特別研究Ⅱ	6		
	インターンシップⅠ		8	
	インターンシップⅡ		8	
	小計 (6 科目)	12	28	

以上、合計 30 単位以上を修得のこと、および修士研究（修士論文又は修士設計）を提出のこと

大学院学則 別表第2 入学検定料、入学金、授業料等の金額

工芸学研究科 建築学専攻	学納金	金額	備考
	入学検定料	3 万 5 千円	入学出願時
	入学金	30 万円	入学手続時
	授業料	79 万円	前期 毎年 4 月 30 日まで (半額)
			後期 毎年 10 月 31 日まで (半額)
	施設設備費	36 万円	前期 毎年 4 月 30 日まで (半額)
			後期 毎年 10 月 31 日まで (半額)

(実習諸費等は除く)

京都美術工芸大学大学院 研究科委員会規程（案）

（設置）

第1条 京都美術工芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条の規定に基づき、京都美術工芸大学大学院に、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科担当の専任教授
- (4) 事務局長
- (5) その他、委員会が必要と認めた者

（審議事項）

第3条 委員会は、学長が当該研究科における次の各号について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学院学生の入学、課程の修了及び在籍に関する事項
- (2) 学位論文等の審査、最終試験及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科の教育課程に関する重要事項
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績に関する事項

（運営）

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科長が指名した教授が議長となる。

3 委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

（細則への委任）

第6条 この規定に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し、必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附則